

銚田・大洗広域事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

制定 令和3年4月28日条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(人事行政の運営等の状況の公表)

第2条 人事行政の運営等の状況の公表については、銚田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年銚田市条例第37号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。